

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき  
 議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
補助林道事業	長浜市	250,000	△ 18,000	232,000
	米原市	879,000	199,000	1,078,000
	計	1,129,000	181,000	1,310,000
県営農道整備事業	彦根市	21,044,000	△ 1,449,000	19,595,000
	甲賀市	22,500,000	△ 1,667,000	20,833,000
	計	43,544,000	△ 3,116,000	40,428,000
県営みずすまし事業	長浜市	550,000	△ 489,000	61,000
	計	550,000	△ 489,000	61,000
県営農地防災事業	高島市	7,120,000	1,920,000	9,040,000
	計	7,120,000	1,920,000	9,040,000
単独道路改築事業	大津市	39,600,000	49,800	39,649,800
	彦根市	11,250,000	1,022,700	12,272,700
	長浜市	24,900,000	△ 1,416,300	23,483,700
	近江八幡市	19,500,000	1,116,450	20,616,450
	草津市	29,400,000	△ 72,800	29,327,200
	守山市	18,195,000	150,000	18,345,000
	栗東市	9,400,000	2,412,400	11,812,400
	甲賀市	17,175,000	1,569,300	18,744,300
	野洲市	8,580,000	15,000	8,595,000
	湖南市	6,000,000	△ 486,150	5,513,850
	高島市	12,240,000	△ 360,000	11,880,000
	東近江市	28,179,000	498,765	28,677,765
	米原市	11,850,000	△ 1,218,750	10,631,250

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
		円	円	円
	日野町	2,100,000	714,450	2,814,450
	竜王町	11,200,000	△ 1,077,000	10,123,000
	愛荘町	8,001,000	△ 697,365	7,303,635
	豊郷町	4,200,000	920,100	5,120,100
	甲良町	1,200,000	△ 600,000	600,000
	多賀町	3,741,000	178,200	3,919,200
	計	266,711,000	2,718,800	269,429,800
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	6,546,600	△ 1,449,992	5,096,608
	彦根市	8,100,000	△ 200,000	7,900,000
	長浜市	3,904,770	2,300,015	6,204,785
	湖南市	1,000,000	△ 60,000	940,000
	高島市	150,000	△ 150,000	-
	米原市	635,300	1,259,230	1,894,530
	多賀町	3,000,000	5,500,000	8,500,000
	計	23,336,670	7,199,253	30,535,923
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市	2,000,000	7,000,000	9,000,000
	多賀町	11,000,000	9,000,035	20,000,035
	計	22,400,000	16,000,035	38,400,035
補助都市計画街路事業	大津市	17,100,000	9,675,000	26,775,000
	彦根市	19,259,333	44,666,666	63,925,999
	守山市	79,200,000	7,425,000	86,625,000
	計	115,559,333	61,766,666	177,325,999
単独都市計画街路事業	栗東市	7,500,000	300,000	7,800,000
	東近江市	300,000	△ 300,000	-
	計	23,100,000	-	23,100,000
合計		503,450,003	86,180,754	589,630,757
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。				

(参考)

令和7年10月17日議決の「県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて(議第141号)」の金額を改めようとするものである。

県の行う建設事業の市町負担率等

事業名	関係市町	負担すべき金額 (円)	事業内容	負担割合(%)			備考															
				国	県	市町等																
補助林道事業	長浜市 他	1,310,000	国基準に合致した林道整備	50	45	5	過疎地域は負担なし															
県営農道整備事業	彦根市 他	40,428,000	既設農道の耐震化整備事業 基幹農道の保全対策事業	55 50	37 25	8 25	大規模 保全対策															
県営みずすまし事業	長浜市	61,000	水質浄化施設	55	34	11	水質浄化施設															
県営農地防災事業	高島市	9,040,000	河川工作物の撤去に伴う整備および床止工の整備	55	37	8	農業用河川工作物応急対策（大規模）															
単独道路改築事業	大津市 他	269,429,800	国庫補助事業に該当しない道路改築、局部改築		80	20	財政力指数に応じた軽減措置あり  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>財政力指数 (3か年平均)</td> <td>軽減率</td> <td>軽減後市町負担</td> </tr> <tr> <td>～0.2未満</td> <td>55.0%</td> <td>9.0%</td> </tr> <tr> <td>0.2以上～0.3未満</td> <td>47.5%</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>0.3以上～0.4未満</td> <td>40.0%</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>0.4以上～0.8未満</td> <td>25.0%</td> <td>15.0%</td> </tr> </table>	財政力指数 (3か年平均)	軽減率	軽減後市町負担	～0.2未満	55.0%	9.0%	0.2以上～0.3未満	47.5%	10.5%	0.3以上～0.4未満	40.0%	12.0%	0.4以上～0.8未満	25.0%	15.0%
財政力指数 (3か年平均)	軽減率	軽減後市町負担																				
～0.2未満	55.0%	9.0%																				
0.2以上～0.3未満	47.5%	10.5%																				
0.3以上～0.4未満	40.0%	12.0%																				
0.4以上～0.8未満	25.0%	15.0%																				
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市 他	30,535,923	擁壁工、法枠工 等	47.5 45 45 40	47.5 45 45 50	5 10 10 10	公共関連施設（道路、河川、学校等）（30m以上の斜面の高さ） 公共関連施設以外（30m以上の斜面の高さ） 公共関連施設（道路、河川、学校等）（10～30mの斜面高さ） 公共関連施設以外（10～30mの斜面高さ）															
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市 他	38,400,035	擁壁工、法枠工 等	47.5 45 45 40	47.5 45 45 50	5 10 10 10	緊急改築（公共関連施設） 緊急改築（公共関連施設以外） 公共関連施設（道路、河川、学校等）（10～30mの斜面高さ） 公共関連施設以外（10～30mの斜面高さ）															
補助都市計画街路事業	大津市 他	177,325,999	改築	55 1/2	22.5 1/3	22.5 1/6	重点配分対象事業 重点配分対象事業以外															
単独都市計画街路事業	大津市 他	23,100,000	改築		70	30																